

# 桑名市先端設備等導入支援補助金募集要領

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域経済に多大な影響が出ている中においても、前向きな設備投資を行う市内中小企業者に対し、桑名市からの補助金を受けて桑名商工会議所が予算の範囲内において桑名市先端設備等導入支援補助金を交付します。

## 2. 補助対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 市内に事業所を有している中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者）
- ② 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき、桑名市から先端設備等導入計画の認定を受けていること
- ③ 市税を滞納していない者

## 3. 補助対象先端設備等

次のいずれにも該当するもの

- ① 市内の事業所に導入されるもの
- ② 市長が認定した先端設備等導入計画に基づき導入される先端設備等

### 【先端設備等の要件】

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

- (1) 一定期間内に販売されたモデル
- (2) 生産性の向上に資する指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上する設備

### 【対象設備】

設備の種類	最低価格 (1台1基又は一の取得価格)	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
ソフトウェア		5年以内

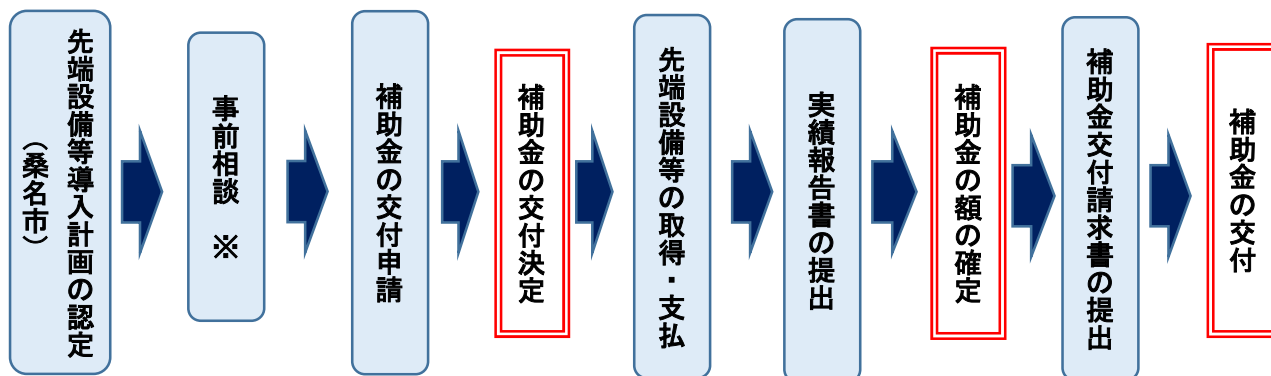
- 1 同一事業者が同一内容で本制度以外の国・県・市等が助成する他の制度（補助事業や委託事業等）を活用して重複する補助事業を実施している場合には、本補助金の対象となりません。
- 2 実績報告の段階において、全ての経費について納品書、請求書、領収書等の帳票書類による支払の確認をします。書類に不備がある場合は対象外とします。
- 3 リース料については、交付決定日から補助対象事業実施期間内に支払った額のみ補助対象経費として認められます。
- 4 補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。手形、小切手又はクレジットカードにより支払いが行われている場合は対象外とします。

## 4. 補助率・補助上限

補助対象経費	補助率	補助限度額
対象先端設備等を取得するために要する費用 (消費税及び地方消費税を除く)	補助対象経費×15%以内	500万円

- (注) 1 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。  
 2 予算の募集枠に達し次第、受付終了となります。

## 5. 手続きの流れ



※先端設備等導入計画の認定についてのお問合せ先

桑名市役所 商工課 電話：0594-24-1199

※事前相談窓口

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（祝日、年末年始を除く）

- ・ 桑名商工会議所 中小企業相談所 電話：0594-22-5155
- ・ 桑名三川商工会 多度本所 電話：0594-48-2627
- ・ 桑名三川商工会 長島支所 電話：0594-42-3111

## 6. 交付申請について

対象となる先端設備を取得するよりも前に申請、交付決定を受ける必要があります。

### ① 交付申請受付期間

令和3年7月12日（月）から令和4年1月24日（月） 消印有効【郵送】

※申込順で受付し、予算額に到達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。

※申請の前に桑名市にて「先端設備等導入計画」の認定が必要です。

### ② 提出書類

- (1) 桑名市先端設備等導入支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 対象先端設備等の一覧表（種類、金額及び取得予定時期が記載されているもの）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 先端設備等導入計画及びその認定書の写し、生産性向上要件証明書の写し
- (5) 市税完納証明書の写し
- (6) その他必要と認める書類

※申請にあたっては提出書類の完備を以て受付完了とします。

※このほかにも提出書類が追加で必要な場合がありますので、予めご了承ください。

※提出された書類は返却しません。

## 7. 事業実施

実施にあたっては、桑名商工会議所、桑名三川商工会の支援を受けながら行ってください。

### ① 補助対象事業実施期間

交付決定日から令和4年1月31日（月）

※令和4年1月31日（月）までに支払いを済ませてください。

※令和4年2月1日（火）以降に支払をしたものは補助対象となりません。

### ② 変更

外部環境の変化等により、当初の計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、桑名商

工会議所、桑名三川商工会に相談の上、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を郵送提出し、承認を受けなければなりません。

## 8. 実績報告について

対象設備等を取得し、かつ、支払い完了後、実績報告書を提出してください。

### ① 最終実績報告書提出期限

令和4年2月10日（木）（必着）【郵送】

### ② 提出書類

- (1) 桑名市先端設備等導入支援補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 対象先端設備等の一覧表（種類、金額及び取得年月日が記載されているもの）
- (3) 支払等を証明する書類（納品書、請求書、領収書の写し）
- (4) 設置完了後の補助対象設備の写真
- (5) その他必要と認める書類

## 9. 書類提出先・お問い合わせ先

### ・桑名商工会議所 補助金担当

〒511-8577 桑名市桑栄町1番地1（サンファーレ南館2階）

電話：0594-41-5535（書類提出先専用電話）

メールアドレス：kshienhojokin@kuwanacci.or.jp

### ・桑名三川商工会 多度本所

〒511-0106 桑名市多度町多度871番地11

電話：0594-48-2627

メールアドレス：kuwana.sansen@ccnetmie.ne.jp

※ 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（祝日、年末年始を除く）

※ 郵送にて提出してください。

※ 提出書類の内容について、問い合わせする場合がありますので、コピーをとっておいてください。

## 10. その他

本事業の交付決定通知を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定にあたって、条件が付される場合がありますので、その条件に従い、事業を実施してください。
- ② 予算額に応じて申請額より減額して交付決定される場合があります。
- ③ 不正又は虚偽による補助金の受給があった場合は、補助金の返還を求めます。
- ④ 桑名市補助金等交付規則 第2条第11項に規定する暴力団等に対しては、当補助金の対象とはなりません。
- ⑤ 申請者が市税等の市への歳入を滞納していた場合、当補助金の支給対象とはなりません。
- ⑥ 本事業の確認のため、実地検査に入ることがあります。
- ⑦ 本事業終了後の補助金額確定にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は補助対象とはなりません。
- ⑧ 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑨ 補助事業により取得した財産等は、管理台帳を整備保管するとともに、取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付し管理してください。また、処分等する場合には、制限があります。
- ⑩ 物品の購入や発注は、可能な限り桑名市内の事業者を活用してください。

募集要領 2. ①別表

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者および対象となるその他の法人

※業種区分に応じてA又はBを満たすもの（個人事業を含む）

業種区分		A 資本の額又は出資の総額	B 従業員数
①製造業、建設業、運輸業等		3億円以下	300人以下
②卸売業		1億円以下	100人以下
③サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）		5,000万円以下	100人以下
④小売業		5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）		3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円以下	300人以下
⑦旅館業		5,000万円以下	200人以下
⑧その他の業種（上記以外）		3億円以下	300人以下
その他の法人	⑨組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に指定される組合及び連合会	
	⑩医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者	
	⑪社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の業種区分に基づき、その種たる業種に記載の従業員規模以下の者	
	⑫財団法人（一般・公益）	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑬特定非営利活動法人			